

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	神奈川県 厚木市

## 厚木市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 厚木市 環境農政部 農業政策課 鳥獣対策係  
所在地 神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号  
電話番号 046-225-2813  
FAX番号 046-223-0174  
メールアドレス [3600@city.atsugi.kanagawa.jp](mailto:3600@city.atsugi.kanagawa.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 目 次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域 [P 1]
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
  - (1) 被害の現状（令和6年度） [P 1]
  - (2) 被害の傾向 [P 1]
  - (3) 被害の軽減目標 [P 2]
  - (4) 従来講じてきた被害防止対策 [P 3]
  - (5) 今後の取組方針 [P 5]
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項
  - (1) 対象鳥獣の捕獲体制 [P 6]
  - (2) その他捕獲に関する取組 [P 7]
  - (3) 対象鳥獣の捕獲計画 [P 8]
  - (4) 許可権限委譲事項 [P 9]
4. 防護柵の設置等に関する事項
  - (1) 振入防止柵の整備計画 [P 10]
  - (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組 [P 10]
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項 [P 10]
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項
  - (1) 関係機関等の役割 [P 11]
  - (2) 緊急時の連絡体制 [P 12]
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項 [P 12]
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
  - (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法 [P 12]
  - (2) 処理加工施設の取組 [P 13]
  - (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組 [P 13]
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項
  - (1) 協議会に関する事項 [P 13]
  - (2) 関係機関に関する事項 [P 14]
  - (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項 [P 14]
  - (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項 [P 14]
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項 [P 15]

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二種特定鳥獣（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ）</li> <li>・ 中型動物（ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ）</li> <li>・ 鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）</li> </ul>
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	神奈川県 厚木市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜	498千円、0.10 ha
ニホンジカ	豆類	1,745千円、0.31 ha
イノシシ	いも類	718千円、0.92 ha
中型動物	果樹	364千円、0.13 ha
鳥類	水稲	1,446千円、0.13 ha
その他		16千円、0.00 ha
計		4,788千円、1.57 ha

※四捨五入により合計が突合しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

本市や本市を含む近隣自治体を主な行動域とする3つの群れ（鐘ヶ嶽群・日向群・半原群）及び1つの集団（岡津古久集団）があり、農地や住宅地を移動しながら、年間を通して農作物被害を発生させている。特に鐘ヶ嶽群は行動域が山間地から里山へと行動域を広げ、七沢・森の里・上古沢地区への侵入と農作物等に被害を発生させている。

○ニホンジカ

本市北部から西部の山間に生息し、住宅地に近い山林にも定着がみられ、林縁から農地に年間を通して出没し、農作物の食害や踏み荒らし等の被害が発生している。

また、ヤマビルを運搬し、地域住民等へのヤマビルによる吸血被害を誘発している。

○イノシシ

本市北部から西部の山間に生息し、住宅地に近い山林に定着もみられ、山林に接した農地を中心に、野菜等への農作物被害や田畑の掘り起しなどの被害が、年間を通して発生している。

また、ヤマビルを運搬し、地域住民等へのヤマビルによる吸血被害を誘発している。

○中型動物（ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ）

市内全域に生息し、野菜や果樹等の農作物被害が発生している。また、獣種によっては屋根裏などに侵入する場合もあり、糞尿被害や家庭菜園の食害も発生している。

○鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）

市内全域に生息しており、農作物被害のほか、糞害も見られる。中でもムクドリは、日没後、本厚木駅周辺等に大量に集まってねぐらを形成し、鳴き声による騒音も問題になっている。

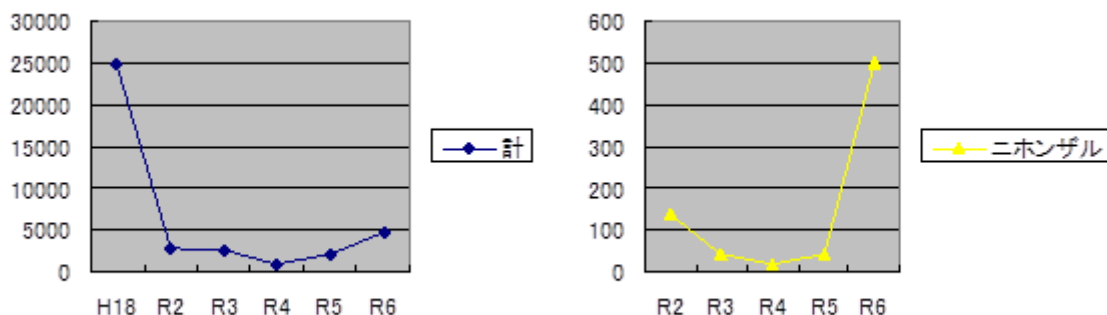
- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

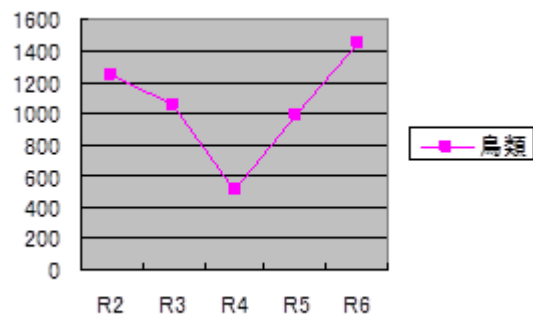
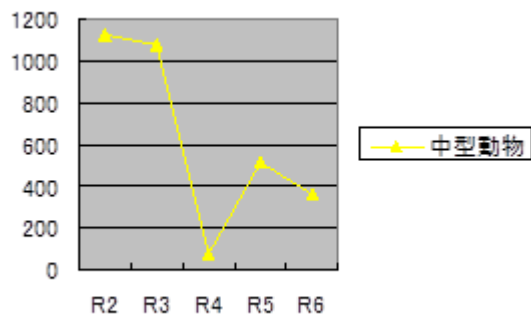
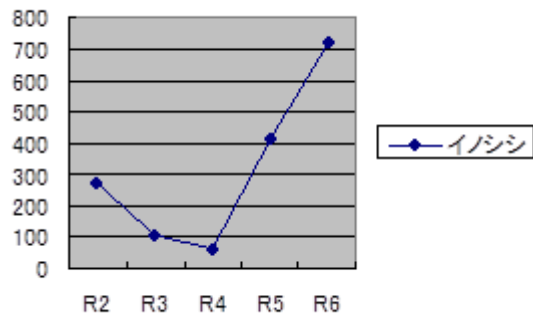
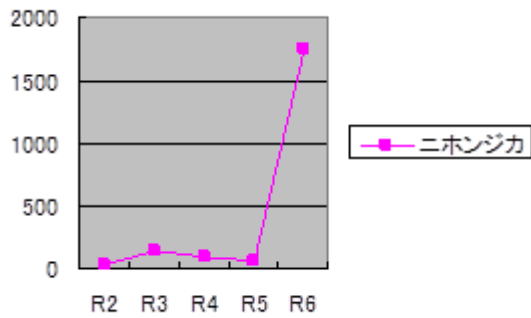
(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
ニホンザル	498千円、0.10 ha	400千円、0.08 ha
ニホンジカ	1,745千円、0.31 ha	1,000千円、0.18 ha
イノシシ	718千円、0.92 ha	800千円、1.03 ha
中型動物	364千円、0.13 ha	300千円、0.11 ha
鳥類	1,446千円、0.13 ha	1,200千円、0.11 ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

○被害金額（千円）の経過（参考）





#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○ニホンザル 厚木市農業協同組合へ補助金を交付し、荻野・小鮎・玉川・睦合各支所における野猿追い払い隊による、動物駆逐用煙火、玩具銃等を使った追い払いの実施。</p> <p>厚木市シルバー人材センターにニホンザル追い払い業務を委託し、動物駆逐用煙火、玩具銃等で追い払いを実施し、適正な棲み分けの保持並びに市外に生息する群れの侵入防止を図る。</p> <p>神奈川県ニホンザル管理計画に基づく管理捕獲及び追い上げを、専門業者に委託。</p> <p>なお、鳶尾群、煤ヶ谷群及び経ヶ岳群については群れ除去が完了した。</p>	<p>○ニホンザル 市内を中心に生息していた鳶尾群、煤ヶ谷群及び経ヶ岳群の除去が完了したが、これらの群れがいなくなった後に、鐘ヶ嶽群と半原群が市内で活動するようになっていく。鐘ヶ嶽群は煤ヶ谷群の行動域で活動し、農業被害も発生している。これらの群れの活動域が拡大しないように追い上げ及び追い払いを継続する必要があるとともに、地域での追い払いや市民からの情報提供など、地域ぐるみの対応が重要となる。</p> <p>また、鐘ヶ嶽群のハナレザルが独立した集団として活動するようになり（岡津古久集団）威嚇行動をする個体も確認されている。</p>

<p>○ニホンジカ 有害鳥獣防除団体に対し、組織の育成強化支援等を目的に交付金を交付。 厚木市農業協同組合へ補助金を交付し、神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、神奈川県猟友会厚木支部による管理捕獲を実施。 捕獲者に対し捕獲報奨金制度による報奨金を交付し、農作物及び生活環境被害の拡大を防止。</p> <p>○イノシシ 有害鳥獣防除団体に対し、組織の育成強化支援等を目的に交付金を交付。 厚木市農業協同組合へ補助金を交付し、有害捕獲を実施。 捕獲者に対し捕獲報奨金制度による報奨金を交付し、農作物及び生活環境被害の拡大を防止。</p> <p>○中型動物 (ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ) 厚木市農業協同組合へ補助金を交付し、有害捕獲を実施。 捕獲檻の貸出しによる有害捕獲の実施。(市の許可による捕獲の実施。)</p> <p>○鳥類 (カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ) 厚木市農業協同組合へ補助金を交付し、銃器(空気銃、散弾銃)による追い払い及び有害捕獲を実施。</p>	<p>○ニホンジカ 山林内に生息している個体が防護柵の開口部等から里地内へ侵入し、生息していることから、被害については継続的に発生している。 また、河川敷が潜み場所となっているケースが見受けられる。</p> <p>○イノシシ 住宅地周辺の農地への出没が増加し、農作物被害が増加しているので、環境整備や効果的な出没防除の対策、捕獲が必要とされる。 また、地域住民との遭遇による身体への直接的な危害が懸念される。</p> <p>○中型動物 (ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ) 農地だけではなく、住宅地への侵入による生活被害も発生している。</p> <p>○鳥類 (カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ) 生息域は市街地を含め全域に広がっており、市街地に関しては巣やねぐらなどが見られ、鳴き声による騒音被害及びフン害</p>
---	---

	市の許可による捕獲の実施。 ムクドリのねぐらに対する追い払いを実施。	が発生している。 追い払いを実施しているが、根本解決のためには周辺環境整備を行い、鳥類の生息しにくい環境づくりが必要となる。加えて、農地等の付近では、追い払い、有害捕獲を実施する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	○広域獣害防護柵 全長約 25 kmの防護柵について、点検、修繕等の維持管理を実施。 地区鳥獣被害対策協議会による定期的見回り業務の実施。  ○個人防護柵設置補助事業 市内に農地を持つ対象者について、防護柵設置費用の補助を実施。 材料費のみ対象としていたものを、設置手数料も対象にする等補助の対象を拡大した。	広域獣害防護柵点検者の高齢化及び後継者不足により維持管理の継続が困難になっている。 ナラ枯れによる倒木で防護柵が倒壊することが多くなっている。 設置した防護柵の経年劣化が進んでいる。
生息環境管理その他の取組	地区鳥獣被害対策協議会等による草刈り等、環境整備活動の実施。 放置果樹及び収穫残渣処分についての周知	団体の高齢化及び担い手不足の傾向が見受けられる。 里山の管理不足による緩衝帯の減少

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

有害鳥獣による被害を軽減するため、市、関係機関、地域住民（農業者）が協働して、以下の「主な事項」の内容に取り組み、被害防止及び軽減を図る。

○主な事項

- ・有害鳥獣捕獲の継続

- ・効果的な捕獲方法の実施と研究
- ・捕獲従事者の育成支援の継続（団体育成交付金及び捕獲報奨金制度）
- ・広域獣害防護柵の適正な維持管理
- ・個人防護柵補助事業の継続
- ・新規就農者への啓発活動
- ・地域住民（農業者）及び関係団体との協働による被害状況の適正な把握
- ・関係機関との連携による有害鳥獣の生息状況と生態調査
- ・荒廃した果樹林等の調査及び対策
- ・捕獲檻の無償貸与の継続
- ・忌避剤の活用による獣害防除対策の研究
- ・ヤマビルが生育しにくい環境整備
- ・ジビエの有効活用
- ・広域連携（県央やまなみ協議会）を活用しての獣害対策

（注） 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器や GIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### （1）対象鳥獣の捕獲体制

##### ○ニホンザル

- ・厚木市農業協同組合  
被害情報の収集、追い払い用具（煙火等）を会員に配布
- ・厚木市  
被害情報の収集、追い払い業務委託、捕獲業務委託、捕獲許可申請

##### ○ニホンジカ

- ・厚木市農業協同組合  
被害情報の収集、神奈川県猟友会厚木支部への捕獲依頼
- ・神奈川県猟友会厚木支部  
捕獲依頼等に基づいて捕獲を実施（はこわな、くくりわな）
- ・厚木市  
被害情報の収集、神奈川県猟友会厚木支部への捕獲依頼  
捕獲許可申請

##### ○イノシシ

- ・厚木市農業協同組合  
被害情報の収集、神奈川県猟友会厚木支部への捕獲依頼
- ・神奈川県猟友会厚木支部  
捕獲依頼等に基づいて捕獲を実施（はこわな、くくりわな）
- ・厚木市  
被害情報の収集、神奈川県猟友会厚木支部への捕獲依頼  
捕獲許可

○中型動物

- ・厚木市農業協同組合  
被害情報の収集、捕獲用はこわなの貸出
- ・厚木市  
被害情報の収集、捕獲許可、捕獲用はこわなの貸出  
捕獲した中型動物の処分業務委託

○鳥類

- ・厚木市農業協同組合  
被害情報の収集、神奈川県猟友会厚木支部への捕獲依頼
- ・神奈川県猟友会厚木支部  
捕獲依頼等に基づいて捕獲を実施（散弾銃）
- ・厚木市  
被害情報の収集、捕獲許可

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～令和10年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、中型動物（ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アナグマ）、鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民（農業者）及び厚木市農業協同組合各支所の追い払い隊と連携して、捕獲や駆除などの被害防除に取り組む。</li> <li>・捕獲に効果的な資機材の導入</li> </ul>

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○ニホンザル	ニホンザルについては、神奈川県が定める第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度策定する管理事業実施計画を踏まえ、関係自治体との調整により捕獲頭数を設定し、個体数調整を行う。
○ニホンジカ	ニホンジカについては、神奈川県が定める第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度策定する管理事業実施計画により捕獲頭数を設定し、管理捕獲を実施する。
○イノシシ	イノシシについては、引き続き被害防止及び人里への出没を軽減するため、生息状況や被害状況を考慮し、有害捕獲を実施する。
○アライグマ	アライグマについては、特定外来生物に位置付けられているため、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、引き続き捕獲を行う。
○その他（中型動物、鳥類）	その他の対象鳥獣については、有害鳥獣捕獲を随時実施する。 なお、各対象鳥獣の捕獲計画数については、前年実績以上の捕獲を目標として捕獲計画数を設定するが、被害状況や生息状況のモニタリングを充実させ、状況に応じて捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル(注1)	*	*	*
ニホンジカ(注2)	150頭	150頭	150頭
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
タヌキ	40頭	40頭	40頭
アライグマ(注3)	60頭	60頭	60頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
鳥類(注4)	450羽	450羽	450羽

(注1) ニホンザルの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンザル管理事業実施計画に基づき定める。

(注2) ニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき定めるため目安数とする。なお、捕獲頭数の結果については、関係機関が捕獲した頭数の合計とする。

(注3) アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、生息状況を

把握した上で捕獲に努める。

(注4) 各種類の合計羽数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害鳥獣については、年間を通して、主に山間部及び山林に隣接する農地を中心として、銃器（空気銃、散弾銃）とわな捕獲器による捕獲を実施していく。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカは、効果的な捕獲のため、ライフル銃を使用せざるを得ない場合が考えられる。

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ 中型動物	計画なし	計画なし	計画なし

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ 中型動物	全長約25kmの防護柵について、点検、修繕等の維持管理を実施。 地区鳥獣被害対策協議会による定期的見回り業務の実施。	全長約25kmの防護柵について、点検、修繕等の維持管理を実施。 地区鳥獣被害対策協議会による定期的見回り業務の実施。	全長約25kmの防護柵について、点検、修繕等の維持管理を実施。 地区鳥獣被害対策協議会による定期的見回り業務の実施。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人防護柵補助事業の継続</li> <li>・ 新規就農者への啓発活動</li> <li>・ 地域住民（農業者）及び関係団体との協働による被害状況の適正な把握</li> <li>・ 関係機関との連携による有害鳥獣の生息状況と生態調査</li> <li>・ 荒廃した果樹林等の調査及び対策</li> <li>・ 捕獲檻の無償貸与の継続</li> <li>・ 忌避剤の活用による獣害防除対策の研究</li> </ul>
令和9年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人防護柵補助事業の継続</li> <li>・ 新規就農者への啓発活動</li> <li>・ 地域住民（農業者）及び関係団体との協働による被害状況の適正な把握</li> <li>・ 関係機関との連携による有害鳥獣の生息状況</li> </ul>

		と生態調査 ・ 荒廃した果樹林等の調査及び対策 ・ 捕獲檻の無償貸与の継続 ・ 忌避剤の活用による獣害防除対策の研究
令和 10 年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・ 個人防護柵補助事業の継続 ・ 新規就農者への啓発活動 ・ 地域住民（農業者）及び関係団体との協働による被害状況の適正な把握 ・ 関係機関との連携による有害鳥獣の生息状況と生態調査 ・ 荒廃した果樹林等の調査及び対策 ・ 捕獲檻の無償貸与の継続 ・ 忌避剤の活用による獣害防除対策の研究

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

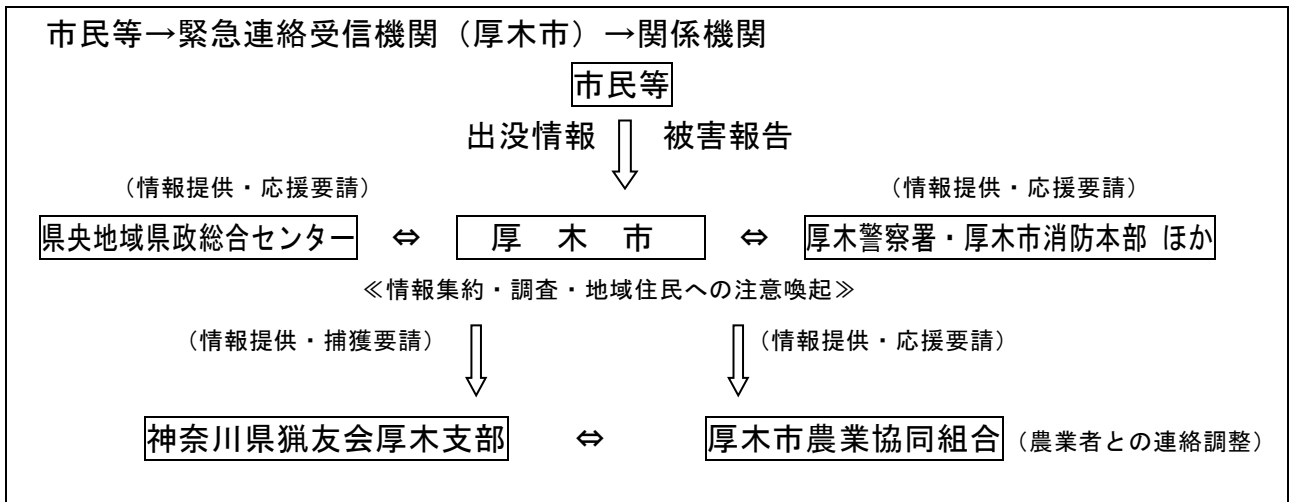
関係機関等の名称	役割
厚木市農業政策課	現地調査、パトロール、情報の収集、各関係機関との連絡調整、住民等への注意喚起、捕獲許可緊急銃猟
厚木市農業協同組合	農業者との連絡調整、猟友会への捕獲依頼等
神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境調整課	情報の共有
神奈川県猟友会厚木支部	対象鳥獣の捕獲・処分・監視パトロール
その他関係機関 (厚木警察署、厚木市消防本部 ほか)	監視パトロール等の協力、緊急対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ニホンザル  
 神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、個体の処分を行う。
- ニホンジカ、イノシシ  
 自家消費や埋設、焼却処分を行う。
- 中型動物  
 安楽殺処分後、焼却処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	近隣市の食肉処理施設と調整し、捕獲したニホンジカ及びイノシシの一部の搬入を開始した。 処理施設で解体した肉の一部は、市内事業者が仕入れ加工及び販売を行っている。また、イベント等でジビエ加工品を販売し、普及活動を行っている。
ペットフード	実現の可能性について研究する。
皮革	実現の可能性について研究する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	実現の可能性について研究する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

実現の可能性について研究する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）の周知

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	厚木市野生鳥獣等対策協議会
構成機関の名称	役割
厚木市森林組合	有害鳥獣に係る情報の共有
神奈川県猟友会厚木支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
厚木市農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
厚木市農業協同組合生産組合	被害地域の生産者代表としての情報提供
野生鳥獣等に関する有識者	適正な野生鳥獣等との共生と管理のための助言
神奈川県県央地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害情報集計、情報提供
神奈川県厚木保健福祉事務所 環境衛生課	
神奈川県自然環境保全センター 野生生物課	
厚木市	事務局を担当及び協議会に関する連絡調整並びに被害対策の総括

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課 平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支 援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県県央地域県政総合 センター環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市内における鳥獣による農林業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するために鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、取組体制の強化を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- 鳥獣被害対策について、知識等の充実を図るため県等が開催する研修会などに積極的に参加し、この計画に記載した事項以外については、関係機関と連携し、効果的な方法を検討する。
- 地域住民に野生鳥獣に対する知識と野生動物との共存の重要性の理解を求める。
- 関係機関が行う被害防止対策の取り組みに関する周知を行う。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。